



発行：2023年9月4(月) No. 535

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

インボイス、税金滞納、融資の相談は民商へ！

インボイス登録どうする？

8月21日(月) 19時より、守山生涯学習センターで「インボイス学習会」を開き、21人が参加しました。21人中、消費税課税事業者は3人で全員が登録済。講師は事務局員が務め、とりわけ、現在消費税の免税事業者が、インボイス登録によって受ける影響を説明。

参加者は、「うちの取引先は、簡易課税だから、自分がインボイスを取らなくても大丈夫ですね」「私のところの外注には、免税事業者が多いので、インボイスを取ってほしいが、3年間は緩和措置があるのでほっとした」など、それぞれの立場で真剣に検討していました。取引先によっては「うちの会社はインボイス登録を求めない」というところもあります。



インボイス登録してしまったけど、取り下げしたい、という場合も、9月30日までに提出することが必要です。ここで注意が必要なのが、国税庁ホームページにある「取り下げ書」を提出した場合は、登録が取り消されるのは2024年1月以降。10月から3か月間の課税期間が発生します。そのため、取り下げしたい方は、全商連の書式などを使って「取り下げ」を求めるようにしましょう。いったん取り下げた場合でも、再度、登録申請することは可能です。9月14日(木) 19時から、西生涯学習センターで「インボイス対応学習会&個別相談会」を開きます。参加を希望する方は、民商まで連絡してください。

インボイスの悩み、税金滞納の相談など困ったことは民商へ皆さんのお知り合いを紹介してください

4月から8月までの入会は11人になりました。4月の入会は、3人とも法人の申告の要求。5月は、個人の確定申告の相談で1人入会。6月は、市税の滞納での差押、社会保険料の滞納による差押、無申告の方の申告相談で3人。7月は、コンビニオーナーが、本部からのいやがらせや理不尽な要求についての相談で1人入会、そして再入会が1人。8月は、スリランカ人の経営者が法人の決算、申告の要求で入会。もう一人は、先日入会した会員の下請け業者が申告書のアドバイスを求めて入会しました。これらの入会者のなかで、紹介による入会は5人でした。一方、廃業などのために4月から7月までに17人の退会があり、会勢の後退は深刻です。

会員の皆さんのまわりの商売人、自営業者をぜひ、民商に紹介してください。



直前！インボイス学習 & 相談会

消費税インボイス制度の実施が目前に迫っています。民商として、実施がされたとしても、廃止へ運動を続けますが、当面、必要なインボイスの情報について学習します。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の書き方も説明します。学習会のあと個別相談を行います。

個別相談の必要な方は、事前に、その旨民商へ連絡してください。

日時 9月14日(木)
19時～20時45分

場所 名古屋西生涯学習センター

(西区浄心1-1-45、地下鉄浄心駅下車6番出口すぐ)

駐車場は少ないのでコインパーキングの利用を。